

茂原市公共下水道管渠改築工事（緑町・八幡原地区）の一般競争入札（事後審査型）の実施について

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年6月8日

公益財団法人 千葉県下水道公社  
理 事 長 保 坂 隆

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 茂原市公共下水道管渠改築工事（緑町・八幡原地区）  
(2) 工事を施工する場所 茂原市緑町地先外  
(3) 工事期限 令和5年2月15日  
(4) 工事の概要  
ア 目的 茂原市緑町地先外の下水道管渠改築工事を行う。  
イ 規模等 工事延長 L=108.72m  
開削工法（管布設替え）  
既設管径 φ250 L=108.72m  
土被り 1.31～2.04m  
ウ 工法 開削工法  
エ 概要図 別に配付する工事概要図（平面図等を含む。）のとおりである。  
(5) 主要資材 硬質塩化ビニル管  
(6) 予定価格 19,008,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
(7) 入札方式 本件は事後審査型の対象となる工事である。  
(8) その他  
本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における土木一式工事に登載されている者のうち、建設業法に定める土木一式工事業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の日までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における土木一式工事の格付がA等級又はB等級である者。

- (3) 県内に本店がある者。
- (4) 当該工事に、土木一式工事における建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する資格を有するものを配置できる者。
- (5) 過去15年間（入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成19年4月1日～令和4年6月8日まで））に、本工事と同種工事（開削工法による管渠工事をいう。）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。

ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。

- (6) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。
- (7) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

ア この工事に係る設計業務等の受託者

商 号 株式会社エース

所在地 京都府京都市下京区七条通木屋町上る大宮町205番地

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

- (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- (イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

- (8) 公益財団法人千葉県下水道公社財務規程第67条の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

### 3 入札執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

- (1) 入札の場所 千葉市美浜区磯辺8-24-1  
公益財団法人千葉県下水道公社4階大会議室(花見川終末処理場管理棟4階)

(2) 入札の日時

令和4年6月29日（水）午前10時00分から

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

### 4 入札参加資格の申請等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配付する（下記5（5）と併せて配付する。）一般競争入

札（事後審査型）参加資格確認申請書を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加の申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記提出期間中に持参により、別に配付する別記第3号様式一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書を提出すること。

ア 期 間 令和4年6月15日（水）から令和4年6月16日（木）まで

イ 時 間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場 所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加の確認及び資格確認資料の提出期限

上記（1）期間内に提出された申請書の受付をもって、入札への参加を認める。

なお、申請書の受付は、入札に参加するための受付のため、開札後、落札候補者は入札参加資格確認のための資格確認資料を別に提出しなければならず、その期限及び提出先は別記第4号様式落札候補者決定通知書により通知するものとする。

## 5 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び無償配付を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

令和4年6月8日（水）から令和4年6月28日（火）まで  
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

公益財団法人千葉県下水道公社 総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

電話 043(278)1631

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配付

希望者に、次により設計図書等を無償で配付する。

ただし、希望者は未記入のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び配付場所

公益財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

電話 043(278)1631 FAX番号 043(277)9657

イ 申込方法

希望者は、令和4年6月8日（水）から令和4年6月27日（月）までに、電話又はファクシミリ（会社名、住所、電話番号、担当者名及び工事名を連絡すること。）により申し込むこと（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

また、一度申し込んだものをキャンセルする場合も申込期間内に連絡すること。

ウ 配付期間 令和4年6月8日（水）から令和4年6月28日（火）まで

エ 配付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### （6）設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等と共に配布された指定の書式にて公益財団法人千葉県下水道公社理事長あてに書面及びその電子データ（CD-R）で持参し、提出すること。

ア 提出日 令和4年6月17日（金）

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出先 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

質問に対する回答は、令和4年6月21日（火）に行う。

### 6 入札保証金 免除

### 7 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、誓約書及び委任状は、入札約款で定める様式を用いて、工事箇所及び工事名をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表者印を押すこと。
- (4) 誓約書及び代理人が入札を行う場合に委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。
- (5) 公益財団法人千葉県下水道公社理事長あてに年間委任状（公社様式）が提出されている場合は、その写しを提出すること。
- (6) 別記第3号様式一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書の受付後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）により提出すること。

### 9 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければ

ならない。

- (2) 工事費内訳書は、入札書提出時に持参により入札書と併せて提出するものとする。
- (3) 工事費内訳書は、「公益財団法人千葉県下水道公社発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」(平成27年4月1日制定)（以下、「取扱要領」という。）によるものとする。
- (4) 取扱要領第5条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

## 1.0 最低制限価格

本工事は最低制限価格制度が適用される工事である。よって、最低制限価格を設定する。

当該最低制限価格の設定については、建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領第3条の規定を適用する。

## 1.1 落札者の決定方法

開札後、落札を保留し、入札価格が千葉県下水道公社財務規程第74条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、入札参加資格等の審査を行い、入札参加資格があることを確認し落札者を決定する。ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。

## 1.2 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

## 1.3 配置予定技術者の確認

- (1) 開札後、落札候補者は入札参加資格確認のための資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。  
また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。  
なお、複数の配置予定技術者を申請する場合は、申請する全ての者について2(4)の基準を満たしていること。
- (2) 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

## 1.4 苦情等の申立て

本工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内(休日を除く。)に書面で回答する。

## 1.5 その他

- (1) 資格確認資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

- (4) 落札候補者の提出した資格確認資料は、返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

- (5) 工期は、事情により変更することがある。

- (6) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。

- (7) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったとき

等は、入札参加資格の確認申請書受付後においては、入札してはならない。

これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置を行うことがある。

## 1.6 問い合わせ先

公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

電話 043(278)1631